事業契約書（案）新旧対照表（抜粋）

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>

【表紙】

（令和８年11月19日修正）

【P34】

表１　サービス対価Ａの金額及び支払スケジュール（円）

支払時期	割賦原価	消費税	割賦手数料	税抜 計	税込 計
令和10年度					
令和11年度					

表２　サービス対価Ｂの金額及び支払スケジュール（円）

支払時期	各期の支払総額		
	合計額	うち税抜価格	うち消費税及び地方消費税
令和10年度			
令和11年度			

【P36】

別紙２　設計・施工等のサービス対価の改定方法

１　対象施設及び整備箇所の変更に伴う改定

募集要項等で予定されていた対象施設及び整備箇所が本事業の対象から除外又は追加される場合は、サービス対価Ａの金額の改定を行う。

</td><td>

【表紙】

【P34】

表１　サービス対価Ａの金額及び支払スケジュール（円）

支払時期	割賦原価	消費税	割賦手数料	税抜き計	税込み計
令和９年度					
令和10年度					
令和11年度					

表２　サービス対価Ａの金額及び支払スケジュール（円）

支払対象期	各期の支払総額		
	合計額	うち税抜価格	うち消費税及び地方消費税
令和９年度			
令和10年度			
令和11年度			

【P36】

別紙２　設計・施工等のサービス対価の改定方法

１　対象施設及び整備箇所の変更に伴う改定

募集要項等で予定されていた対象施設及び整備箇所が本事業の対象から除外又は追加される場合は、サービス対価Ａの金額の改定を行う。

</td></tr>
</table>

改定後のサービス対価Ａは、対象施設別・費目別内訳が示された様式集の様式５－３に基づき、サービス対価の増減調整を行うことを原則とする。	改定後のサービス対価Ａは、対象施設別・費目別内訳が示された様式集の様式４－３に基づき、サービス対価の増減調整を行うことを原則とする。